

令和3年度第3回宮城県環境審議会

日 時：令和4年3月24日（木曜日）

午後1時30分から午後3時30分まで

場 所：宮城県行政庁舎4階 特別会議室

1 開 会（司会）

- ・環境審議会条例第6条第2項の規定による会議成立の宣言（委員25人中、21人出席）
- ・情報公開条例に基づく会議の公開の確認
- ・資料確認

2 あいさつ（鈴木 環境生活部長（以下「鈴木部長」）） （部長挨拶）

3 議事

（1）審議事項

① 令和4年度公共用水域及び地下水の水質の測定に関する計画について

<吉岡会長> 本日は、速やかな議事の進行にご協力願う。また、せっかく皆さんこうしてお集まりいただいているので、宮城県の環境行政をよりよいものにするために、積極的に、ご発言をいただければと思う。本日、議題としての審議事項2件が予定されている。まず審議事項の1件目「令和4年度公共用水域及び地下水の水質の測定に関する計画について」、こちらは1月に知事から諮問があり、2月に水質専門委員会の方で調査審議したものである。本日は審議会の場で御審議いただいて、答申を行うという流れになるかと思う。それでは、担当課から説明願う。

<環境対策課> （資料審①に沿って説明）

<吉岡会長> 水質専門委員会の座長である江成委員から補足で何かあるか。よろしいか。それでは、ただいまの説明について、委員の皆様から意見等あればお願いします。よろしいか。しっかり専門委員会の方でも審議いただいたので、本件については審議を終了する。原案にも特に異議がないので、案の通り差し支えないということで答申をすることとしたい。

② 環境影響評価条例等の一部改正（中間案）について

<吉岡会長> 審議事項②「環境影響評価条例等の一部改正（中間案）について」、こちらについては、1月に当審議会に諮問いただき、継続して審議しているものである。担当課から説明願う。

<環境対策課> （資料審①に沿って説明）

<吉岡会長> 中間ということだが、かなり宮城県の環境影響というところを意識しながら、エネルギーの確保のことも考慮し、委員の前の意見等も踏まえ、丁寧に説明いただいたかと思う。委員の皆様からこれに関して、意見等があればお願いします。今までのエビデンスに則って、かなり詳しく説明いただいたと思うが、さらにブラッシュアップするという観点でも、意見いただければ、よりよいものができると思う。

或いは疑問に思っているところ、ちょっとここがわからないというようなことについても、御発言、御質問いただければ。松八重委員どうぞ。

<松八重委員> いろいろと太陽光発電の事業等で土地改変があり、その結果として、上の木が伐採された後の土の流出や、土砂がゆるんだりするというのに対し、私も含めて市民は大きな懸念を持っており、そういったものに対応して、見直しがあったものと理解している。感覚として25ヘクタールという規模感が、少しわかりづらく、どのぐらいの大きさなのかを自分の頭で考えてみるに、調べると東京ドーム5個分という規模だと出てくる。高速道路を走っていると道路の隣の林地だったところが、太陽光パネルに変わったのはよく拝見するが、もともと林だったところにはそれなりの生態系があり、そこに土砂の状態を保全するような機能があったと思う。そういった規模のものはおそらくアセスにかかるような規模ではないと思われ、25ヘクタールという東京ドーム5個分の規模がいきなりできたというのはあまり拝見したことがない。そういったおそらくアセス未満のよく目につくぐらいの規模感の太陽光パネルが敷き詰められていくのが、果たしてどういう影響をもたらすのかは、やはり将来的に何かが起こった後じゃないと分からない。そういうことを考えたとき、林を切ってその土地を発電の設備に変えることについて、この基準で将来に禍根を残さないのか不安がある。国の制度設計として、電力事業を再生可能エネルギー供給に進めなくてはならないという現実もよく分かるし、その流れの中で規制されているものに宮城県としてきちんとフォローしていくというところのご尽力も非常に良く理解できるが、一方で、県として、東京などと比べると林や森林地帯が多いわけで、これから先、アセス対象規模未満の事業でアセスを加えずに太陽光事業を行っていくことについて、アセス未満だからよいと言っていいのか、ここで議論をして「よい」と言うことにやや不安があり、アセスにかからない少し小さい規模のものではあるけれども、目にはつくぐらいの大きさの、そういった小中規模の太陽光発電事業の増加に関して、県としてどう対応していくのかその辺のところを何かお考えがあれば教えていただきたい。制度としては、法律では規模感が大きいものについてはアセスをかけ、より規模の小さいものについても県でアセスをかけるという姿勢についてはよく理解できるし、そういったご尽力については、賛同するところだが、より小規模の発電事業だったら林を伐採してこれから先も増やし続けていくのかということについて、言葉にしづらい禍根というか、そういった感覚をおそらく皆さんお持ちなのではないかと思う。パブリックコメント意見への回答にも反映されていると思うが、そのあたりについてお考えがもしあれば教えていただきたい。

<吉岡会長> 他に関連でいかがですか。石澤委員どうぞ。

<石澤委員> 私も、専門ではないですけれども、懸念を持っている。森林を伐採して太陽光パネルを並べるのは、仙台付近で私の知るところだと、愛子の奥の方の畑前北のあたりでは、明らかに山を伐採して、パネルを並べているが、森林は重層構造を

とっていて、二酸化炭素の削減ということでも森林の役割っていうのはかなり大きいはず。それに対して、エネルギーの視点からパネルを設置するということとのトレードオフや兼ね合い、その辺のことがどこまで議論されているのか。森林は一度切ってしまうと、取り返しがつかない。そのことで私も、今の太陽光パネルを増設していく流れに、少し懐疑的な意見を持っている。

<吉岡会長> 心配するご意見が多いところだが、事務局から回答願う。

<環境対策課> 環境影響評価制度の中では、環境に著しい影響があるものを対象にしている。ただ、委員の先生方、またパブリックコメントなどでも、そういった小規模の施設についての心配のご意見が非常に多かった。それについては、アセス制度の中では、ガイドラインを作り、自主アセスを、各事業者に行っていただきたいと考えている。今回新しく事業計画概要書というものを条例で規定するが、その内容をきちんと網羅して地域住民の方に説明するなど条例に準じた形でどのように自主アセスを行えばよいのかがより事業者の方に分かりやすい形のガイドラインを作りたいと思っており、それに従って実施すること、環境に対する影響を踏まえて影響を低減するような事業になるようにということを、事業者に指導していきたいと考えている。また後ほど報告事項で、太陽光発電施設の設置等に関する条例についての報告があり、アセスにかからない小規模の太陽光発電施設の設置について、県として届出や規制をさせるという方向でやっていくことを説明差し上げることになっており、こちらの方でもう一度ご確認いただければと考える。

<吉岡会長> 部長お願いします。

<環境生活部長> 追加的に申し上げると、アセスでもってすべて規制をかけるということについては、アセスは規制ではなく事業計画をより環境に配慮した事業計画にしようとする手続き行為なので、これで制限規制をかけるということはなかなかできない。アセス制度があるということを基本に、それ以外にも、いろいろな法体系がある。先ほど松八重委員から、森林が失われれば非常に懸念だということだったが、一例を挙げると森林法、森林の法律があり、1ヘクタール以上の森林の伐採開発行為については、許認可・許可が必要だということがあり、すべてアセス制度の中で対応するのは我々も厳しいと思っている。従って、その他の他法令の許認可制度の中で対応すべきところは対応し、可能な限り環境保全が図られるような対応を、県としてもそこはきっちりやっていきたいというふうに思っている。

<吉岡会長> アセスという枠組みでは独自の自主アセスも含めて対応するということだけれどもそれだけではなかなか難しい面というのは、環境に関しては、他の制度や法律でもカバーできる部分があるというご回答だったと思う。松八重委員どうぞ。

<松八重委員> 森林に関してはそういった申請が必要であるということについては理解した。25ヘクタール相当というその規模感について、風力に関し、太陽光も

含めるとちょっと違うかもしれないが、実際にこれまで県で申請されたものでアセスにかかるとは過去にかかっていただろう。これから先の話なわけだが、遡ったときに引かかる案件というのは、いかほどあるか。例えば規模感が、実際にこれまで行われていた大規模、中規模の事業も、その太陽光発電に対してその網がかかるようなものなのかどうかというところについて少し、教えて頂きたい。

<吉岡会長> 過去にそういった事例があるかどうかというところだが、事務局どうぞ。

<環境対策課> 今度の見直しによって、規模的に今までかかっていたものがかからなくなるものがあるかというご質問でよろしいか。

<松八重委員> かからなかったものがかかるようになるものという意味で願います。アセスが今回の見直しによって、過去に遡るとアセスをすることになったはずのものということ。

<吉岡会長> 前に出てきたアセスはかかってなかったものが、今回の内容に立ち返ると、アセスの枠の中に入るといったものがどのくらいあったかということで、このようなデータは調べているかということだが、事務局どうぞ。

<環境対策課> 過去のそういったアセスにかかってない事業については、ちょっと数値的なものの認識がなく、まだ調べていない。例えばFIT法などで認定されたものについて、遡って見てみるというような作業については、行っておらず申し訳ありません。

<吉岡会長> 少なくとも今までかかっていたものが、これをやることによって漏れるということはないというのはわかっているわけだが、その逆の方になると、その辺は調査がまだ十分ではないと思うので、県の方でも、しっかりと調査をしていただき、次回ご報告いただくということになるかと思う。

<環境対策課> それは調べており、今までかかっていたもので、かからなくなるというものは2件ほどある。

<吉岡会長> かかったもので、改正によってかからなくなるものが2件ほどあるということだが、かかっていたものがかからなくなるということになるとそれはまずいのではないか。

<環境対策課> 確認し、改めて回答する。

<吉岡会長> そこは大事な点である。今までかかっていたものが、改正によって甘くなったという話になると、多分それは皆さんに納得いただけない。むしろ過去に遡ってみると対象でなかったけれども、今の時代ではやらなくちゃいけないようなものが非常に増えるということであればそこは安心して、この方向でもいいだろうというそういう趣旨の松八重委員のご発言だったと思うので、そこについては調べて回答いただきたい。

他いかがか。よろしいか。皆さんの懸念する点としては、今、松八重委員からあつ

たように、アセス逃れをしているようなものがどんどん増えていかないように、どういうふうに食い止めて、きちんとやっていくのかというところであり、自主ガイドラインをどうするのかというところも非常に重要なところと思う。よろしいか。それでは本件については、また継続審議であるので、どうぞよろしく願います。

(2) 報告事項

① 南三陸海岸流域水循環計画及び阿武隈川流域水循環計画について

<吉岡会長> 報告事項①「南三陸海岸流域水循環計画及び阿武隈川流域水循環計画について」担当課からご説明願う。

<環境対策課> (資料報①に沿って説明)

<吉岡会長> それでは、ただいまの説明について、委員の皆様から御意見等あれば願います。いかがか。流域が違うので、評価指標や現状の課題、次の目標というのは、それぞれ流域の特徴を生かしたような内容ということである。石澤委員どうぞ。

<石澤委員> 阿武隈川と南三陸海岸での四つの要素の目標の中で、安全な流れの目標値は、現在過去とも著しく低い理由について、内容を読むと、阿武隈川流域では、第一級河川がいくつかあるが南三陸はそうではない。国交省の管轄流域であるかどうかで予算の差などが影響しているのではないかと考えたのだが、南三陸海岸の河川流域の工事は、数値が非常に低くなっている理由を教えてください。

<吉岡会長> 担当課回答願う。

<環境対策課> 南三陸流域については、東日本大震災以降に、海岸が大分影響を受けたということで、堤防等の回復状況や復旧状況が大きく反映されているためである。

<吉岡会長> 石澤委員よろしいか。では青木委員どうぞ。

<青木委員> 石澤委員と同じ内容で疑問に感じたのが、安全な流れに関し、南三陸は、過去も現在も低く、将来高い目標もあり、そこまでどうやって改善させるのかということである。安全な流れの確保については、ハード的な対策とソフト的な対策の二つあり、両方組み合わせて目標達成するということだと思うが、ハード的なものに関しては予算がかなり限定要因となる。南三陸流域は、現在 4.8 という指標に対して目標値 7.2 まで上げる目標であるが、予算的な制限もある中で、この目標まで到達することが可能なかどうか、その目途をお聞かせ願う。

<吉岡会長> 事務局よろしいか。

<環境対策課> 安全な流れについては、河川と海岸の対応についての平均値から求めており、おっしゃるように予算的なものが大きいかと考えている。ただ、ハード面については、やはり予算だと思うが、ソフト面については今回説明差し上げたように、この流域については、水循環という観点で総合的な計画の流域計画として初めて作った。また、あらゆる主体、NPOなど、そういう方々も含め、ソフト面で、それ

それぞれが行っている活動などの横の繋がりをつくる連絡会議も立ち上げており、本計画に基づいて開く会議なので、そういった形で、ソフト面について進めていきたいと考えている。海岸については、10年後にはすべて完成しているということを目指してやっていきたいと考えている。

<吉岡会長> 流域だと主に水を中心にして考えるが、関連する森林や山の方の対策とも連動するというので、こういった目標数値が出てきているという理解でいい。その理解でよろしいか。

<環境対策課> はい。

<吉岡会長> 松八重委員どうぞ。

<松八重委員> 流域で、都市で出てくる排水や農業用水を綺麗にして川の海に流すという行政の業務については非常に尽力をされて、いろいろな数値が向上しているということが見られるかと思う。一方で、豊かな流れや豊かな生態系というところについて、豊かな流れは地下水などがいかほど外に出ているのか、生態系に関しては、生息する生物の指標を見ているというところで、悪化しているようなところが見られる。沿岸部、川でなく沿岸で、養殖や藻場については、陸域とその沿岸域とで接続されている部分もあると思われ、宮城県の藻場ビジョンがおそらくその沿岸部のところに関係すると思う。いろいろ一次水産業者の皆様と話をしていると、のりの色落ちや磯焼けが課題としてあり、経験的に栄養塩が足りないのではという話を伺ったりする。瀬戸内海では栄養塩が足りなくて、排水の規制について、養殖業の方と対話を重ねることで規制を緩めたという話を伺ったりもするのだが、宮城県においてもそういった養殖業者の方と、排水処理の行政との間で何か対話というのは行われているか。教えていただきたい。

<吉岡会長> 担当課はどちらになるか。お願いします。

<水産業基盤整備課> 水産の担当をしている水産業基盤整備課からお答えする。今、委員から話があった、瀬戸内海については、昨年、特措法が改正になり、規制をゆるめ、栄養塩を増やす形となっている。県でも、委員のおっしゃられたように漁業者から、特にノリの養殖業者の方から、そういった声が上がっており、県の水産サイドから、下水を所管するサイドの方に、いろいろと相談している。国交省では、豊かな海の確保に向けた下水道の取組についてということで、瀬戸内海の件は瀬戸内海に特化した法律だが、現行の法律の中でも下水道の運用をどうするかということで検討されている。それからもう一つ、瀬戸内海では、直に栄養塩を流したときにその栄養塩がのりにいい影響を出しているかどうかということもきちんと評価して、流すようにしている。県内で、下水処理場の位置、それからのりの養殖場の位置を見たとき、例えばですが、直の近いところで影響が出るかどうか評価しながら、今後検討して参りたいと考えている。例えば、離れたところで栄養塩を出しても、他の植物プランクトンが増殖してしまい、のりにまでいかないということもあるので、その辺

は、きちんと評価をしながら検討していきたい。

<吉岡会長>　すぐに結果が見えるようなものではないが、どういうふうに評価するのか、指標をどう見ていくのかが非常に重要であり、数値化の難しいところをどういうふうに評価していくのかは、ある意味で永遠の課題といえるが、そういったことを踏まえながら、取り組んでいくということだと思う。その他、お気づきの点があれば、今後も含めて、委員の皆様からご意見等いただければ。よろしいか。それでは時間も限られているので、先に進めさせていただく。

② 「(仮称)太陽光発電施設の設置等に関する条例(素案)」について

情報提供：令和4年3月16日福島沖地震による県内災害廃棄物の状況について

<吉岡会長>　報告事項②(仮称)太陽光発電施設の設置等に関する条例(素案)について、担当室からの報告に加え、前担当審議会の方で意見があった太陽光パネルの廃棄について、担当課(循環型社会推進課)から説明がある。また、廃棄物関連の所轄課であるので、併せて、一週間前の福島沖地震について、やはり災害廃棄物は非常に大きな課題になってくるので、その情報提供も今回いただけるということである。先に、災害廃棄物の情報提供からよろしいか。やはり東日本大震災以降、宮城県は災害廃棄物処理計画を作るなど、これまで相当な蓄積があるということ、災害一週間後ではあるが、どういったような対応をしてきているのかということも、この審議会で、説明いただくというのは非常に重要な視点である。よろしく願います。

<循環型社会推進課>　先週16日に発生した福島沖地震による廃棄物処理施設や、災害廃棄物等の現状について、現時点で把握している情報をご報告させていただく。県内の廃棄物処理施設については、今のところ10の市町村、それから組合から、焼却施設などごみ処理に使用している施設の設備に破損があったという報告が来ている状況である。点検のため稼働停止したところ、それから、修理が必要になったところもあるが、今時点では、稼働が停止しているのは、焼却炉一つである。それ以外は通常の稼働ができているところまで戻っている。稼働停止している一施設についても、来週には稼働できそうだという見通しである。それから災害廃棄物の発生の方については、基本的に、一般廃棄物として扱われ、市町村で処理を行うものであるが、現在のところ、それぞれのごみ処理施設、焼却炉などへの直接の搬入受入れという形で、通常通りのごみ処理を行うというところが多い状況である。仮置き場を特に設置する、或いはこれから設置するという特別な対応については、今のところ登米市など七つの市町村が、仮置き場を設置するという報告を受けている。なお、家屋の損害などによって、多くの災害廃棄物が発生するが、その数量については現在調査中であり、最新の報告では家屋被害は500棟あまりということだが、今後さらに調査が続くので、引き続き情報収集するとともに、適正処理に向けて、関係機関と連携していきたいと考えている。

<吉岡会長> まずは速報という形でご報告いただいた。委員の方々からよろしいか。この後も様々な状況が出てくるかと思うので、進捗があれば、またよろしくお願ひしたい。それでは、報告事項②「(仮称) 太陽光発電施設の設置等に関する条例(素案)」について」担当室から説明願う。

<再生可能エネルギー室> (資料報②に沿って説明)

<吉岡会長> それでは委員の皆様から質問等あれば願ひする。土屋副会長どうぞ。

<土屋副会長> 今の説明を聞き、先ほどの環境アセスの条例の説明もあり、混乱するところがある。環境アセスの方は、太陽光3万キロワットという、一般にはメガソーラーと言われるものを対象にして行政手続きやいろんなものが規定される。一方で設置に関する条例は50キロワットですから、50キロワットというのは、普通の太陽光パネルであれば50枚くらい、もうちょっといい性能だと25枚とか30枚というものですから、本当に小さなエリアだと思う。この条例はものすごく狭いエリアに対する設置に網をかぶせるということで、アセスの方はすごく大きなところでアセスをなささいということだが、条例で50キロワットの非常に小さなところで住民の理解を得ることも行わせることとしており、手続きの詳細についてはまだよくわからないが、どういうふう積み上げて、どういう全体的なコンセプトの中でこの条例を出されているのか、もうちょっとご説明いただきたい。

<吉岡会長> 併せて御意見はあるか。では事務局から回答どうぞ。

<再生可能エネルギー室> 発電事業に関しては、国の方に法律に基づいて届け出をすれば発電事業自体はできたが、県に関しては手続きが何もなくて、事業計画自体も把握することが困難な状況であった。そのような中で、太陽光の設置に関して、いわゆる住民とのトラブルや、そういった課題が顕在化してきたところであり、知らないうちに、いつの間にか太陽光が設置されていたりとか、そういった声が聞こえていたところもあり、それに対して、まずは住民に対し説明をしっかりとやることをやりながら、県が事業計画も把握できるように手続きをしっかりとやっていただくということを念頭に置き、50キロワット以上の太陽光を対象にしているということがある。一方、アセスの方は、大規模な事業が対象ということで、その事業計画の内容についても、当然詳細にわたる事業計画があり、数度にわたり、報告書や準備書が作られ、かなり綿密に時間をかけて考えてもらうような制度になっているので、そういったすみ分けが図られるものと考えている。

<吉岡会長> 東北地方環境事務所長願ひします。

<東北地方環境事務所長> 設置規制区域が第5のところに書いてあるが、この設置区域について、概要の方で、丸数字で①②③④とあるのですが、この丸数字のところだけを規制区域にするのか。

<吉岡会長> 再生可能エネルギー室どうぞ。

<再生可能エネルギー室> 設置規制区域については、原則、設置してはならないエリアであり、昨年は熱海の土石流の話もあり、こういった危険な土砂災害エリアの危険があるところに設置をするのはいかなものかということで、砂防三法で規制されている地すべりや砂防施設などハード的な整備の規制がされているところについて、そういった法令を見ながら、この4地域については原則太陽光施設を設けてはならないというようなことで規制をかけたいと考えている。

<東北地方環境事務所長> つまりこれだけしか規制をかけないということか。他の地域の自治体で作っているガイドライン等はここのところは相当幅広くなっている。①②③④はすでに法規制がかかっているところなので、これに新たな制度を被せて、新たな規制をかけても効果には疑問がある。むしろ他の地域の自治体ではここのところを幅広く取り、自治体の裁量の中で規制地域を設定することによって、この地域では作って欲しくないというところに行かないように誘導するのが普通である。個人的な意見だが、範囲がたいへん狭いのではないかと思う。それから、土砂流出だけでいいのかと、私の専門は景観だが、景観面からの知見についても他の自治体から相談を受けるということが出ているのだが、そういったところについても設けなくてはならないのではないかと思い、コメントする。

<吉岡会長> 事務局いかがか。

<再生可能エネルギー室> 他の自治体の条例でより厳しく広く設けていることがあるのは把握している。県レベルで条例等を出しているところについては、我々も含めて5件程度しかまだない状況であり、他県の例ですと、当県のような形になっている。また、これ以上に、例えば市町村で条例を作っているところがあり、市町村で規制をかけたいと言っているところがより強い規制をかけるところもある。一方で、太陽光や再エネの導入を図るため、促進区域的なところで促進しなければならないと考えている市町村もあり、地域の特性に応じながら市町村の条例でやっていただくことで我々としては支障ないと考えており、県レベルでは、このエリア設定が適切かと考えている。

<吉岡会長> 厳しい御意見である。環境生活部長どうぞ。

<環境生活部長> 非常に悩ましい問題である。規制するか促進するか、国でも、環境省と経産省で、そこをどうするかという調整が極めて難しい問題じゃないかと思っている。この規制条例を作っている県は先ほど説明したようにまだ5件しかないが、まず基本は、それら他県の状況を見ながら参考にしたと。また、先ほど景観の話もあったが、それは個別の案件であり、県がどうするというより、個々の基礎自治体で検討すべきところもあるかと思う。これで今回は提案するが、発展途上でもあり、今後も、非常に悩ましいこの課題に対して、思考を停止することなく、対応してまいりたい。

<吉岡会長> 今後も含めて、まずは第一段階、ファーストステップとしてこのよう

な形で進めていくという県の考えであるとのこと。陶山委員どうぞ。

<陶山委員> 私もこの条例の規制区域には違和感があった。今の説明だともうすでに、他の法律で規制がかかっているところを、あえてまたここで規制するっていうことなので、そうすると逆に言うと、他の法律で規制されていることは他にもたくさんあるわけである。あえてこれだけかけるとするのは、例えば自然環境保全法とか森林法とかいろいろあるわけなので、アンバランスとを感じる。先ほどの議論で、環境アセスの方では、規制はかからないが、他の法律でかかっているから大丈夫ですという説明がされていて実際それはそうなのだろうけれど、見る方からすると大丈夫なのかという気持ちになってしまうわけで、他の法律で規制されているところは当然それも守ってくださいということと同時に、他の法律で守れるというようなことがきちんと伝わるようにした方がよい。一つ目は第5でこれだけが書かれているのは違和感があるということと、その規制区域以外のところの設置に関しては、当然ですが、他の法律に関しては守ってくださいということも書かれてあってよいかと思う。これだけ見てしまうと、他の法律は関係なしの極論のようになってしまうので、その辺りの念押しはあってもよいのではないか。例えばフロー図の中で、規制区域外のところでは他法令に関する許可を得たといった内容を全部チェックできるようなものが必要かと思う。

<吉岡会長> 他にいかがか。松八重委員どうぞ。

<松八重委員> 県の方でもこういった再生可能エネルギーの推進とそれから環境保全と、非常に難しいバランスを取られておるといふようなところは理解した。テニスコート二面分という話と、それから先ほどのアセスがかかる数十ヘクタールという話とで、間に随分な乖離があるという印象を持っており、その中間地点といいますかそういったものを少し考えた方がいいのではないかと思う。県がやるべきではなくて各市町村がやるべきだといふような考えもそれはそれであろうかと思うが、仙台市ですと確か1ヘクタールであり、そこだけ変えたはずなので、必ずしも国が示した数字に、繋げる必要もないのでは。実際その20ヘクタールの土地改変が森林部で起こるといふのは相当なことと思うので、当然景観も大分変わるし、もちろん生態系に影響あるだろう。テニスコート2面分から20ヘクタールの間に乖離があるので、その中間あたりも何か少し考えた方がいいのではないかという、これはコメントである。

<吉岡会長> この辺に対してはどういったところに設置をしていくのかという区域設定について、委員の方々から意見をいただいているので、県としても、そのところは継続的に検討いただくということについては、この審議会の方から改めて申し上げたい。東北地方環境事務所長どうぞ。

<東北地方環境事務所長> 県の方針自体は正しい立派なものだと思う。委員から意見のあった中間というものは条例の規制の引き上げではなくて別制度だと捉えたが、

条例で毅然と対応するという点は褒めるべきこと。

<吉岡会長> どういったところに規制するかという区域の問題については、もうちょっと幅広に構えてもよいのではというような意見が、審議会の皆様の総じた意見と言ってよいかと思う。県の方も継続的に検討いただければと思うので、よろしくお願ひしたい。土屋副会長どうぞ。

<土屋副会長> アセスの方では風力もすごく上のところに設定しているが、風力に対して、風車一本だとかそういうものについての制度や事業許可というようなことは、今後考えていくことは予定しているのか。

<吉岡会長> 事務局どうぞ。

<再生可能エネルギー室> 太陽光に関しては、先ほど申したように、手続き自体が県の方に全くなく、把握する必要があるだろうということで、この条例を検討したところである。一方、風力は、風車一本という話もあったが、大部分の事業が、アセスの案件にかかる話であるので、事業計画の把握など対応できるものと考えており、今段階では、そういった風力の条例というものを作ることは考えてはいない。

<吉岡会長> 今後もしっかりと対応していくことをお願ひしたい。今、太陽光パネルの設置の話でしたが、先週もそうですが、特に災害が起こった時、廃棄の問題も非常に大きい。追加であるが関連しての情報提供と説明を循環型社会推進課からお願ひする。

<循環型社会推進課> 先週の地震によって生じた災害廃棄物の中で太陽光パネルがどのくらいあるかというのは、現時点ではわかっていない。本日は、一般論となるが、前回の審議会で、そもそも太陽光パネルが大量に廃棄された時に問題が生じるのではないかという指摘があったことに対し、若干補足の説明をさせていただく。

<吉岡会長> 災害に限らず、全体に対しての補足の説明ということになると思いますがそういう理解でよろしいか。よろしくお願ひする。

<循環型社会推進課> (資料②-参考に沿って説明)

<吉岡会長> 委員の方々から質問などあるか。日引委員どうぞ。

<日引委員> 前回から繰り返しになる内容だが申し上げたい。設置されているパネルについて、それが不法投棄に直接結びつく可能性がどれくらいあるかということそれは疑問であり、起こり得るのは、悪質な業者が自ら倒産してしまって、その場所に放置してしまって、それが処理されないまま残され、汚染につながるということだと思ふ。それを避けるためには、政策の準備をやはりした方がいいのではないかと申し上げたい。何ができるのかということ、この問題の構造は、例えば、廃棄自動車の不法投棄の問題や、家電リサイクル法の下で行われるいろいろな家電リサイクルが、リサイクルに乗らずに不法投棄されてしまうような構造に非常によく似ている。

それに対して最も良いやり方というのは、デポジット制度を導入して、設置する段階で、リサイクル料込みでお金をチャージし、きちんとリサイクルまでしたらお金を

返すというふうな制度を本当は検討すべきで、おそらく国の対応というのは、なかなか全国一律ではできないので遅れ気味になることを考えると、宮城県が先進的に取り組んで、各自治体にアピールして先進事例を示すというのは非常によいことではないかと私は個人的には思っている。

なので、一つはその検討を始めた方がよいということを毎回言っている。第2点は、なかなかそれがすぐに実現できなかったとしても、デポジットの金額をどれぐらいに決めるかという参考値を得るには、それをリサイクルしたらどれぐらい費用がかかるのかという試算をしなければいけない。そのリサイクル費用よりも高いデポジットを設定しておかないと、お金を戻してもらうことを優先しなくなるので、例えば10万円コストがかかっているのに、デポジットで5万円しか戻ってこなかったとしたら不法投棄につながるが、10万円のリサイクル料金で適正処理費用を払ったとして、例えば15万円戻ってくるとわかっていれば、5万円が手元に来るので不法投棄はおこりにくい。ですからそのためにも、きちんと適正処理した時にどれぐらい費用がかかるのかを調べることを始めた方がよい。

<吉岡会長> 非常に重要なご意見である。事務局いかがか。

<再生可能エネルギー室> そういった悪質な事業者に対する、指導や罰則を今回条例に盛り込んでおり、条例への違反というところでは、関係法令等違反ということで、再生可能エネルギー特措法の違反にも結びついてくるので、そういったところで国の方とも連携しながら、指導にあたりたいということが一つ。それから先ほどデポジットの話があったが、こちらについては、今、国の方で、外部積立制度ということで、今年の7月から導入される。これについては今稼働している事業者についても、強制的に廃棄に向けた費用を積立しなければならない、外部で積み立てをするという形になるので、そういった費用の調査についても国の方で今制度設計を検討しているところなので、その辺の運用を見ながら、今後検討して行きたいと考えている。

<吉岡会長> 日引先生、いかがか。

<日引委員> 非常に消極的に見える。国との連携はとても大事なことだが、国は全体を見るので遅れがちになってしまうことからすると、戦略的にこの機会を宮城県が全国でアピールする機会ととらえ、国の制度をリードするぐらいの気合いでやっていただくのが一番いいのではないかと思う。環境立県宮城県ということをやっていくということが、今後いろんなその企業の誘致に絡んでくるので、もちろん、連携は大事だが、国でやることを自分たちがリードしていくという形で進めていただくと、個人的に嬉しい。事情もよくわかるが、お願いしたい。

<吉岡会長> 国に良い提案をできるような先進事例を作っていただきたいというようなコメントである。必ずしも国が遅い遅いと言うつもりもないが、得てしてそういうところもあるとは思っているので、むしろ県の方で素晴らしい提案をして、先進的な取組をぜひしていただきたいということであり、これについてもこれで終わりという

ことではないと思うので、ぜひ継続的に検討するとともに、ただ継続するというだけでなく、検討結果を示していただけるようお願いしたい。

③ 放射線・放射性物質のモニタリング状況について

<吉岡会長> 報告事項③「放射線・放射性物質のモニタリング状況について」、担当課から説明願う。

<原子力安全対策課> (資料報③に沿って説明)

<吉岡会長> 何か質問などあるか。よろしいか。これは今後も定期的にご報告いただくということではよろしいか。

<原子力安全対策課> はい。

<吉岡会長> よろしく願います。

(3) その他

<吉岡会長> それでは、その他の事項に移る。事務局どうぞ。

<環境対策課> 審議事項②の環境影響評価条例の見直しの点で、見直しにより、過去に環境影響評価条例対象だった事業が、対象外となるものはあるのかどうかということについて、確認が取れたのでお答えする。太陽光については、アセスそのものを実施済み、あるいは今実施中のものについては2件あるが、いずれも、今回の見直し後の規模であっても、対象外とはならない。またFIT認定の情報を確認したところ、FIT認定されている事業で、現行の3万キロワットでは対象外だが、見直し後であれば対象であったものについては、30件ほどある。風力については、アセスを実施している、或いは実施済みの事業で、見直しによりアセス対象外になるものについては、2件ある。2件いずれも、非常に早い段階で、設置されたものであり、能力が向上する前の施設で、アセスを開始した時には、5基から6基の風力発電施設を対象としたものである。現在と同じように5基から6基の発電量力で考えると、見直し後の2万5,000キロワットの要件では、5基から6基のものが立てられるような事業は対象になると考える。

<吉岡会長> 少なくとも今回この見直しによって、これまでかかっていた分はきちんとカバーできるという趣旨の回答であると思う。よろしいか。ほかにどうか。では特にないようですので、以上をもちまして本日の議事を終了させていただく。

時間を超過してしまったが、特にアセスの関連は、非常に活発に議論いただいております。そこところは非常に心配をしつつきちんとやって欲しいという気持ちの表れだと思うので、ぜひ県の方でも今後引き続き、対応いただくようお願いしたい。では、以上をもって、本日の議事を終了させていただく。御審議ありがとうございました。